

**滞納処分による差押処分が実質的に
差押えを禁止された給料等の債権を差押えたものと
同視することができる場合に当たるとされた事案の検討**
大阪高判令和1年9月26日（LEX/DB 25564563）【納税者逆転勝訴確定】の検討
（原審・大津地判平成31年2月7日（LEX/DB 25564562）【納税者敗訴】）

齋藤孝一

I. 事案の概要

本事案は、処分行政庁・被控訴人（以下、Yという）が、原告・控訴人（以下、Xという）が有するS銀行e支店に対する預金債権（以下、「本件預金債権」という）10万0308円を差し押さえ（以下、「本件差押処分」という）、同支店から同額を取り立て、同額をXが滞納していた平成14年度の所得税に充当した（以下、「本件配当処分」といい、本件差押処分と併せて「本件各処分」という）ことについて、XがYの本件差押処分は違法であり、本件配当処分が違法又は無効であると主張して、Yに対し、本件差押処分の取消しを請求し、本件配当処分については選択的に本件配当処分の取消し又は無効確認を請求するとともに、上記10万0308円の取立金に関しては、主位的に、違法な本件各処分によって損害を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金2万4404円（本件各処分のうち違法な部分2万4404円、慰謝料10万円及び弁護士費用10万円）及びこれに対する不法行為日である平成28年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合に当たると主張して、不当利得返還請求権に基づき、2万4404円及びこれに対する本件配当処分の日である同月18日から支払済みまで民法704条前段の利息の支払を求めた事案である。

II. 争点

1. (1) 本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益について
2. 本件配当処分の取消請求に係る訴えの利益について（控訴審における新たな争点）
3. (1) 本件配当処分の取り消し請求に係る審査請求前置について
4. (1) 本件配当処分の無効確認請求に係る補充性について
5. (2) 本件差押処分で差し押さえられた本件預金債権は「給与に係る債権」かについて
6. (2) 本件差押処分は「給与に係る債権」の差し押さえと実質的に同視できるかについて
7. (2) 本件預金債権の差し押さえの違法性が事後的に治癒されたかについて
8. (3) 国家賠償請求の正否について
9. (4) 不当利得返還請求の正否について【(3)の予備的請求】

Ⅲ. 地裁・高裁の判旨

1. 争点(1) 本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益について(地裁認容 高裁却下)

【地裁】

被差押債権の取り立てにより、債権差押処分の弁済禁止効・処分禁止効が消滅した後であっても、債権差押処分の手続的違法を主張する滞納者は、当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有すると解すべきである。

【高裁】

控訴人は、本件差押処分の取消しを経ることなく、本件差押処分が国税徴収法の差押禁止規定に反することを理由に不当利得返還請求権を行使することができるから、本件差押処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くので却下を免れない。

2. 争点 本件配当処分の取消請求に係る訴えの利益について(控訴審における新たな争点) (高裁却下)

【高裁】

滞納者が不当利得返還請求をする場合においても、配当処分がされ、金銭が交付された後においては、配当処分が法律上の原因となることはないのであるから、不当利益返還請求権を行使するに当たって配当処分の存在が障害となるものではない。したがって、控訴人に本件配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があると言うことはできず、本件配当処分の取消しを求める訴えは却下を免れない。

3. 争点(1) 本件配当処分の取り消し請求に係る審査請求前置について(地裁認容 高裁却下)

【地裁】

本件差押処分と本件配当処分は形式上別個の行政処分であるから、審査請求もそれぞれの処分において行うべきであると解されるところ、原告は、本件差押処分等について、異議申立及び審査請求をしたのみであり、本件配当処分について審査請求を経たものとは認められないから、本件配当処分の取消しに係る訴えは審査請求前置主義に反するものとして不適法であるといわざるを得ない。

しかしながら、法律の専門家以外には極めて難解というべき訴えの利益や違法性の承継の問題を理解し、本件配当処分に申し立て・請求をすべきとするのは酷に過ぎる。そもそも、本件においては、先行する本件差押処分の違法性のみが問題とされ、後行する本件配当処分の違法性は、先行処分の違法性を承継するにすぎないのであるから、後行する本件配当処分について行政庁に対する審査請求を経ない場合でも、先行する本件差押処分について行政庁に対する審査請求が行われている場合には、一連の滞納処分に対する不服について行政庁に再考の機会を与え、税務行政の統一的運用を図るといった審査請求前置の要請が満たされているというべきである。

したがって、本件配当処分については、審査請求についての裁決及びこれに先行すべき異議申立を経ないが、そのことにつき国税通則法 115 条 1 項 3 号の正当な理由があると認められ、本件配当処分の取消しの訴えをすることができるかと解するのが相当である。

滞納処分による差押処分が実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差押えたものと同視することができる場合に当たるとされた事案の検討

【高裁】

債権差押処分及び配当処分は、目的、性質及び効果を異にする別個独立の処分であり、一方に対する異議申立て（審査請求）があったからといって、他方に対するそれがあったということにはならない。なお、控訴人が法律の専門家ではないことは、国税通則法 115 条 1 項 3 号にいう正当な理由とはいえない。

したがって、本件配当処分の取消しを求める訴えは、不適法なものとして却下を免れない。

4. 争点 (1) 本件配当処分の無効確認請求に係る補充性について（地裁却下 高裁却下）

【地裁】

原告は、本件配当処分の無効を前提とする不当利得返還請求訴訟よりも無効確認訴訟の方が適切かつ直截的であるから本件配当処分の無効確認請求に係る訴えは適法であると主張するが、原告の企図するところは、本件預金債権に対する違法な差押処分により取り立てられた金員の返還であると解されるところ、係る目的は本件配当処分の無効を前提とする不当利得返還請求訴訟によって達成することができるのであって、本件配当処分の無効確認に係る訴えについて、原告に行政事件訴訟法 36 条所定の要件を認めることはできず、係る訴えは不適法なものとして却下を免れない。

【高裁】

無効確認の訴えは、当該処分の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り提起することができる（行政事件訴訟法 36 条）。控訴人の目的は違法な差押処分に基づいて取り立てられた金員の返還であると解されるので、この目的は、本件各処分の取消し等を経ることなく不当利得返還請求をを求める訴えによって達成することができる。

したがって、本件配当処分の無効確認に係る訴えについて、行政事件訴訟法 36 条所定の要件があるとは認めることはできず、不適法なものとして却下を免れない。

5. 争点 (2) 本件差押処分で差し押さえられた本件預金債権は「給与に係る債権」かについて（地裁却下 高裁認容）

【地裁】

差押禁止債権が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権が差押禁止債権としての属性を承継しないと解されているのは、差押禁止債権が預金口座に振り込まれることにより一般財産と混合し、識別特定ができなくなることをのみ根拠とするものではなく、差押禁止債権が預金口座に振り込まれることにより、債権としての法的性質を異にするものに転化し、これについて当然に差押禁止が及ぶとすると取引の安全を害することなども根拠となっていると解されるのであるから、単に差押禁止債権としての特定性が失われていないということをもって預金債権が差押禁止債権の属性を承継するものと解することは相当ではない。

【高裁】

本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるといえることができる。

6. 争点(2) 本件差押処分は「給与に係る債権」の差し押さえと実質的に同視できるかについて(地裁棄却 高裁認容)

【地裁】

徴収職員において、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙い、給与債権であれば許されない金額まで確実に差し押さえ滞納国税を徴収することを意図して預金債権の差押処分をする場合には、脱法的な差押処分というほかない。

しかしながら、本件においては、差押処分が行われたのは、当初からの予定通り、本件預金口座に本件給与が振り込まれた平成28年2月5日の2日後である同月7日であり、その間に原告が本件預金口座に振り込まれた本件給与に係る金員を自由に処分できる状況にあったことに照らすと、統括官において、預金債権に転化した時点を狙って本件給与を差押え可能な範囲を超えて確実に差し押さえようとする意図があったとは認めがたい。

したがって、本件差押処分について、「給与に係る債権」(国税徴収法76条1項)の差押えと同視できるものとして、違法となると評価することはできない。

【高裁】

本件事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるとことができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分のうち差押可能金額を超える部分については、差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

7. 争点(2) 本件預金債権の差し押さえの違法性が事後的に治癒されたかについて(高裁棄却)

【高裁】

被控訴人は、その処分当時、国税徴収法76条1項により差押えが禁止されている範囲を差し押さえたという瑕疵があったとしても、その後ダブルワーク(筆者)により給与等の支給を受けたことにより、同項後段柱書所定の同一の期間についてみれば、給与生活者の最低生活を維持するという趣旨が損なわれない状態に至ったということができ、本件差押処分時に存在した瑕疵は治癒したものと評価できると主張するが、しかし、被控訴人の上記の主張は、ダブルワークをした給与等債権を順次差し押さえたことを仮定するものであり、本件とはその前提を異にするものであり、少なくともダブルワークの給与が振り込まれるまでは、給与生活者の最低生活を維持するという同条1項及び2項の趣旨を没却する結果を招いていたことが明らかであり、被控訴人の上記主張は採用することができない。

8. 争点(3) 国家賠償請求の成否について(地裁棄却 高裁棄却)

【地裁】

本件各処分は適法であるから、これが違法であることを前提とする国家賠償法1条1項に基づく請求は、判断するまでもなく、その理由がない。

【高裁】

給料等が銀行に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、国税徴収法は、76条1項で給料等の債権について、同条2項で給与等に基づき支払いを受けた金銭についてそれぞれの一部の差し押さえを禁止する一方

滞納処分による差押処分が実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差押えたものと同視することができる場合に当たるとされた事案の検討

で、給料等の振込により成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定もなく、同預金債権を差し押さえることが違法となる場合があるか、また、これが肯定されるとしても、どのような場合に違法となるかについて、法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれも相応の根拠が認められることを考えると、処分行政庁において、本件差押処分が違法になることを予見し、又は予見すべきであったということとはできない（最判昭和46年6月24日・民集25巻4号574頁）。したがって、処分行政庁において、本件各処分を行ったことにつき国家賠償法1条1項にいう過失があったということとはできない。

9. 争点(4) 不当利得返還請求の正否について【(3)の予備的請求】(地裁棄却 高裁認容) 【地裁】

本件各処分は、適法であるから、これが違法であることを前提とする不当利得返還請求権に基づく請求は、判断するまでもなく、理由がない。

【高裁】

本件差押処分は、本件預金債権中、本件給与により形成された部分のうち差押可能金額を超える部分については、国税徴収法76条1項及び2項の趣旨に反するものとして違法であると認められる。

本件給与に係る差押禁止額の合計は156,000円となることから、本件給与に係る差押可能金額は、231,000円から156,000円を控除した75,000円となる。本件各処分は、100,308円を対象とするものであるところ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分100,307円のうち差押可能金額を超える部分は、25,307円である。そうすると、被控訴人は、上記25,307円については、これを保有すべき法律上の原因を有しないこととなるから、これを控訴人に返還すべき義務を負うというべきである。ただし、控訴人が本訴において不当利得として主張する金額は24,404円であるので、当裁判所が不当利得として認容しうる金額は24,404円にとどまる。

高裁結論

本件訴えのうち本件配当処分及び本件差押処分の取消しを求める部分並びに本件配当処分の無効確認を求める部分はいずれも却下し、国家賠償法1条1項に基づく請求(主位的請求)は棄却し、不当利得返還請求権に基づく請求(予備的請求)は、被控訴人に対し2万4404円の支払いを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却する。

IV. 本事案の検討

(1) 先行裁判例の検討

① 広島高判松江支部 平成25年11月27日 LEX/DB25502736 (請求認容)

【事案の概要】

処分行政庁が、預金債権を差し押さえ、被控訴人が滞納していた個人事業税等に配当したことについて、被控訴人が差押処分を違法であるとして控訴人に対し、差押処分の取消し等及び差押取立金について不当利得返還請求権に基づく支払請求等を行った事案の控訴審である。

【判旨】

処分行政庁において児童手当が預金口座に振り込まれる日であることを認識した上で、児童手当が振り込まれた9分後に、児童手当によって大部分が形成されている預金債権を差し押さえた差押処分は、児童手当相当額の部分に関しては、実質的には、児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法15条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ないと判示した。

②東京地判 平成28年9月23日 LEX/DB25536963 (請求棄却)

【事案の概要】

豊島区長により、滞納していた特別区民税・都民税につき、原告の銀行に対する預金に係る債権の差押えを受け、第三債務者から給付を受けた金銭の金額を被告区に配当され、更に老齢年金の支払請求権の差押えを受け、第三債務者から給付を受けた金額の全額を被告区に配当された原告が、被告区に対し、上記差押処分は違法である旨主張し、不当利得返還請求権に基づき、被告区が配当を受けた金額相当額等の金員の支払いを求めた事案である。

【判旨】

差し押さえることのできない部分を含む債権が預金口座へ振り込まれた場合、当該預金債権は差し押さえることのできない債権としての属性を承継するものではなく、差押えは適法であるとして請求を棄却した。

③前橋地判 平成30年1月31日 LEX/DB25560441 (請求認容)

【事案の概要】

滞納していた市県民税及び国民健康保険税のために前橋市長によって貯金債権の差押処分を受けた原告が、差押処分は差押禁止債権を差し押さえたものであるから違法であると主張して、不当利得の返還及び損害賠償の支払い等を求めた訴訟において、差押処分が実質的に給与自体を差し押さえることを意図して行ったもので違法であるとして訴訟が提起された事案である。

【判旨】

前橋市長が、貯金債権の原資が給与であることを認識しつつ、給与が当該貯金口座に振り込まれた当日に、市県民税及び国民健康保険税に係る各差押処分を行った場合、実質的に給与自体を差し押さえることを意図して、各差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情があるというべきであるから、各差押処分は、いずれも地方税法が準用する国税徴収法76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であり、市長には、差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分を行ってはならない職務上の注意義務を怠った過失があると判示した。

④仙台高判秋田支部 平成30年7月9日 LEX/DB25561243 (請求棄却)

【事案の概要】

被控訴人(被告)が控訴人(原告)の滞納税金を徴収するため控訴人の預金債権を差し押さえたのに対し、控訴人が、年金が振り込まれる預金口座の預金債権の差押えは違法であり、被控訴人は当該口座の預金が年金を原資とするものであることを認識していたから民法704条前段の「悪意の受益者」に当たるなどと主張して、被控訴人に対し、不当利得の返還を求めた事

滞納処分による差押処分が実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差押えたものと同視することができる場合に当たるとされた事案の検討

案の控訴審である。

【判旨】

被控訴人が本件差押えにより得た金銭等の一部を第三者も滞納税金に充当したことが違法であるとしても、当該充当について、被控訴人の職員らに国家賠償法が規定する故意、過失があったと認めるに足る証拠はなく、被控訴人職員らによる控訴人に対する不法行為があったとは認められないとして、控訴人の請求を一部認容した原判決を相当とし、本件控訴を棄却した。

⑤東京高判 平成 30 年 12 月 19 日 LEX/DB25563807（請求棄却）

【事案の概要】

前橋市長が、被控訴人が滞納した固定資産税を徴収するために、被控訴人名義の預金債権を差し押さえたのは、実質的に差押禁止債権を差し押さえたものであるなどの理由で違法であり、これに引き続いて第三債務者から取り立てた金員の配当処分も違法である旨を主張して、被控訴人が本件各処分の取り消しを求めるとともに、同市長が取り立てて配当を受けた金員は支払を受けるべき法律上の原因を欠くと主張して、控訴人に対し、不当利得の返還を求めた事案の控訴審である。

【判旨】

前橋市長が本件預金債権の大部分が本件年金自体を原資とするものであると認識していたことはできず、本件年金自体を差し押さえることを意図して本件滞納処分を行ったとまでは認められず、本件滞納処分及び本件配当処分のいずれも違法と認められないとして、差押処分が実質的に年金自体を差し押さえることを意図して行ったもので違法であるとした原審を取り消して、被控訴人の請求をいずれも棄却した。

⑥福井地判 平成 30 年 11 月 7 日（控訴審）LEX/DB25561924（請求棄却）

【事案の概要】

勝山市が、控訴人の滞納していた固定資産税等を徴収するために、控訴人の通常貯金債権を差し押さえ、同差押えに基づき同額の金銭を取り立てたところ、控訴人が、同債権の大部分は年金を原資としたものであって、同差押えは差押禁止債権たる年金給付に係る債権の差押えと同視され違法であり、被控訴人の取り立てた金員は、支払を受けるべき法律上の原因がなく不当利得に当たると主張して不当利得金の返還を求めた原審の控訴審である。

【判旨】

被控訴人勝山市は、控訴人の生活に配慮しながら本件差押えに及んでおり、適法と解するとして、控訴を棄却した。

(2) 先行裁判例の小括

先行裁判例の多くは、①差押禁止債権とこれを原資とする預貯金債権は法的性質を異にすること、②預貯金債権を差押禁止債権とする明文がないことから、③国民年金法、厚生年金保険法、国税徴収法等により差押えが禁止されている債権に係る金員が、滞納者の預貯金口座に振り込まれた場合、そのことから発生する預貯金債権は、差押禁止債権としての属性を有するも

のではないと解される（最判平成10年2月10日）とする。

一方、④国民年金法、厚生年金保険法、国税徴収法等が、年金、給与等の債務者の生計に占める重要性に鑑み、その最低限度の生活の維持等のために一定の債権の差押禁止を定めている。⑤このことからすれば、その趣旨は差押禁止債権が預貯金債権に転化しても変わることはなく、⑥滞納処分による預貯金債権に対する差押えであっても、滞納者の生活の状況、差押えに至る経緯、差押処分庁の意図、被差押債権の原資等を考慮し、徴税の公平性確保の観点を踏まえても、差押えを行うことが、最低限度の生活の維持を図ろうとする諸規定の趣旨を逸脱し、脱法的と評価し得るような「特段の事情」が認められる場合には、当該差押えは実質的には差押禁止債権に対するものとして違法となる場合があるといえよう¹。

(3) 本事案の評価

高裁がした不当利得返還請求権を認容した判断に賛成である。以下その理由について述べる。

本事案の主要な争点は、日本国憲法25条1項が「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、この憲法の趣旨から国税徴収法76条1項は、給与に係る債権について、差押えの禁止を定めているのであり、本件では、給与が預金口座に振り込まれ、預金債権となった後、その預金債権を差し押さえた場合、国税徴収法76条1項の差押え禁止の趣旨が及ぶのか否かである。

「国民年金および労災保険金の預金口座への振込にかかる預金債権は、原則として差押禁止債権としての属性を承継するものではない」とした最判平成10・2・10金判1056号6頁を抛り所にして、給与などが預金口座に振り込まれた後、預金口座（預金債権）を差し押さえる行政処分が行われているが、この最高裁判決は、あくまで、「原則論」を示したものにすぎず、0円の預金口座に給与などの差押禁止債権が振り込まれた場合に、差し押さえることを認めたわけではなく、本件のような違法な差押禁止処分を正当化する根拠にはならない²。

本事案は、同最判の原則論を踏まえつつも、例外として、違法となる場合があるとし、滞納処分による差押処分が実質的に差押禁止債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たり、原告・控訴人の主張する不当利得返還請求に理由があると判示した。

「給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、国税徴収法76条1項及び2項が給与と生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押え禁止の趣旨に反するものとして違法になると解するのが相当である」とし、具体的事情を詳細に分析して「本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたと同視することができる場合に当たるといえることができる」と判示した。

しかし、この場合の「法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて」、処分行政庁が「本件差押処分が違法になることを予見し、又は予見すべきであったということではできず（最判昭和46年6月24日民集24巻4号574頁）、処分行政庁において国家賠償法1条1項にいう過失があったということではできない」として、国家損害賠償請求については退けた。

一方で、「本件差押処分は、本件預金債権中、本件給与により形成された部分のうち、差押

1 齋藤孝一「判批」税務事例611号81頁（2020年8月）。

2 尾崎彰俊「判批」社会保障NO.48839頁（2020年）。

滞納処分による差押処分が実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差押えたものと同視することができる場合に当たるとされた事案の検討

可能金額を超える部分については、国税徴収法 76 条 1 項及び 2 項の趣旨に反して違法であると認められる」として、原告が不当利得として主張する金額は、不当利得として認容し得ると判示したことは、従来の先行裁判例を乗り越えた積極的な判決であると評価し得る³。

本件大阪高裁が重視した考慮要素を分析するならば、差押えを行った統括官の主観的認識と預金口座の入出金状況をもとに、「実質的に同視することができる場合」に該当するかを判断し、「本件預金口座が主として、給与の振込口座として利用されていることを認識していたと推認される」と判断し、さらに毎月 15 日に給与が振り込まれているので、「15 日に X に支給される給与債権それ自体を差し押さえたとすれば、差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があることを認識していたと推認される」と判断し、「以上の事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押え禁止とされた給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たる」と判示したが、かかる課税庁側の主観的認識を違法性の判断材料としたことは、今後の差押処分の違法性判断の重要な要素になる画期的な判決であると評価されよう⁴。

また、主要な争点として、ダブルワークをした場合に、当初の給料が振り込まれた預金債権が差し押さえられた後に、2 回目の振込があった場合、当初の差押禁止の違法性が治癒されるかという争点がある。大阪高判は、2 回目の給与等が振り込まれるまでは、給与生活者の最低生活を維持するという国税徴収法 76 条 1 項及び 2 項の趣旨を没却する結果を招いたことは明らかであるとして、差押処分の違法性は治癒されないと判示した⁵。

大阪高判は、先行裁判例①で記載した広島高裁松江支部平成 25 年 11 月 27 日判決の射程は狭いと評価する向きもあったが⁶、大阪高判は、事例判決とはいえ、差押禁止債権が振り込まれた預金債権を目的とする差押処分が違法と評価される場合の外延を押し広げるものであり⁷、本件預金口座の入出金状況について、詳細に事実を認定し、差し押さえた金銭の原資が給与であることを課税庁が認識していたことを踏まえて、預金口座の差押えが違法であると判断したが、これまでの給与債権など差押禁止債権が振り込まれる預金口座を差し押さえるという実務上の取扱いに影響を与えるものとなろう⁸。また、給与等の支払いは一般的に銀行振込みによってなされているので、預金債権のうち差押禁止の範囲に当たる部分を残さない差押えは許されないという有力な見解もあるところである⁹。

そこで、次に、争点 1 本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益について、及び、争点 3 本件配当処分の取り消し請求に係る審査請求前置についての地裁と高裁の判断に相違がみられた点及び争点 8 国家賠償請求について論評を加えたい。

争点 1 本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益について

【地裁】

「差押債権の取り立てにより、債権差押処分の弁済禁止効・処分禁止効が消滅した後であっ

3 齋藤・前掲注 (1) 82 頁。

4 齋藤・前掲注 (1) 82 頁。

5 齋藤・前掲注 (1) 83 頁。

6 岡正昌「判批」税研 178 号 280 頁 (2014 年)。

7 武藤雄木「判批」ジュリ 1545 号 11 頁 (2020 年)。

8 尾崎・前掲注 (1) 43 頁。

9 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』676 頁 (青林書院、2016 年)。

ても、債権差押処分の手続的違法を主張する滞納者は、当該債権差押処分の取り消しによって回復すべき法律上の利益を有すると解すべきである」とし、「債権差押処分と配当処分とは、形式上は、別個の処分であるものの一連の滞納処分の手続中に包摂され、租税債権の徴収という同一の目的に向けて、前者を前提にして後者がされるという段階的に発展する関係にあることからすれば、先行行為である債権差押処分が手続的に違法であるとして取り消されれば、行政事件訴訟法 33 条により、その後の行政処分である配当処分も処分行政庁において取り消されるべきことになる」から、……滞納者は法律上の原因を欠くものとして、不当利得返還請求をすることができるようになる。」……したがって、「被差押債権の取立てにより債権差押処分の弁済禁止効・処分禁止効が消滅した後であっても、債権差押処分の手続的違法を主張する滞納者は、当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有すると解すべきである」……そして、「先行行為である債権差押処分が差押禁止の範囲を超えるという違法性は、後行行為である配当処分を取り消すことによっても同様の結論に至るから、原告は本件配当処分についても取消しを求める法律上の利益を有する」と判示した。

【高裁】

「徴収職員が債権差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金員につき、配当処分を行い、金銭の交付をしたときに、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅することになり、債権差押処分が、その後に配当処分を受けた金員を保持し続ける権限を基礎付けるものではなく、差押えに係る国税の存否を確定するなどの法的効果を生ずるものもないので、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利に扱う法令の規定も存在しない。したがって、徴収職員が差し押さえた債権の取立てを行った後において、滞納者が当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきである」として、「本件差押処分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠くので却下を免れない」と判示し、また、「滞納者が不当利益返還請求をする場合においても、配当処分がされ金銭が交付された後においては、配当処分が法律上の原因となることはないのであるから、不当利益返還請求権を行使するに当たって配当処分の存在が障害となるものではない。したがって、控訴人に本件配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるということにはならず、本件配当処分の取消しを求める訴えは却下を免れない。」と判示した。

このように地裁と高裁の判断が分かれたが、滞納処分としての差押処分がされた金銭を所有すると主張する者がした当該差押処分の取消訴訟については、滞納処分として金銭の差し押えをした場合には、当該金銭は差押えと同時に滞納国税に充てられたこととなり、金銭差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅するから、訴えの利益がないこととなり、そして、この場合には、直接に不当利益返還訴訟又は国家賠償請求訴訟を提起して実質的な救済を求めることにより救済が可能である¹⁰というのが一般的な通説であり¹¹、高裁の判断が妥当であろう。

争点 3 本件配当処分の取り消し請求に係る審査請求前置について

【地裁】

「本件差押処分と本件配当処分は形式上別個の行政処分であるから、審査請求もそれぞれの

10 定塚誠編著『行政関係訴訟の実務』217頁〔澤村智子「徴収関係をめぐる紛争」〕（商事法務、2015年）。

11 「判批」判タ 1470号 33頁（2020年）。

滞納処分による差押処分が実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差押えたものと同視することができる場合に当たるとされた事案の検討

処分において行うべきであると解されるところ、原告は、本件差押処分等について、異議申立及び審査請求をしたのみであり、本件配当処分について審査請求を経たものとは認められないから、本件配当処分の取消しに係る訴えは審査請求前置主義に反するものとして不合法であるといわざるを得ないが、法律の専門家以外には極めて難解というべき訴えの利益や違法性の承継の問題を理解し、本件配当処分に申し立て・請求をすべきとするのは酷に過ぎる。そもそも、本件においては、先行する本件差押処分の違法性のみが問題とされ、後行する本件配当処分の違法性は、先行処分の違法性を承継するに過ぎないのであるから、後行する本件配当処分について行政庁に対する審査請求を経していない場合でも、先行する本件差押処分について行政庁に対する審査請求が行われている場合には、一連の滞納処分に対する不服について行政庁に再考の機会を与え、税務行政の統一的運用を図るといった審査請求前置の要請が満たされているというべきである。

したがって、本件配当処分については、審査請求についての裁決及びこれに先行すべき異議申立を経していないが、そのことにつき国税通則法 115 条 1 項 3 号の正当な理由があると認められ、本件配当処分の取消しの訴えをすることができるかと解するのが相当である」と判示した。

【高裁】

「債権差押処分及び配当処分は、目的、性質及び効果を異にする別個独立の処分であり、一方に対する異議申立て（審査請求）があったからといって、他方に対するそれがあったということにはならない。なお、控訴人が法律の専門家ではないことは、国税通則法 115 条 1 項 3 号にいう正当な理由とはいえない。したがって、本件配当処分の取消しを求める訴えは、不合法なものとして却下を免れない」と判示した。

両者の差異は、高裁では、「債権差押処分及び配当処分は、目的、性質及び効果を異にする別個独立の処分であり、一方に対する異議申立て（審査請求）があったからといって、他方に対するそれがあったということにはならない」という原則論にて終始したが、地裁は、原則論を当然としながらも、「後行する本件配当処分について行政庁に対する審査請求を経していない場合でも、先行する本件差押処分について行政庁に対する審査請求が行われている場合には、一連の滞納処分に対する不服について行政庁に再考の機会を与え、税務行政の統一的運用を図るといった審査請求前置の要請が満たされているというべきであり、国税通則法 115 条 1 項 3 号の正当な理由があると認められ、本件配当処分の取消しの訴えをすることができるかと解するのが相当である」と柔軟な判決を下した。

二つの処分の基礎とされた事実関係の全部又は一部が共通であり、これに対する納税者の不服の事由も同一であるとみられるときでも、一方の処分に対し適法に不服申立てを経たからといって、片方の処分に対する不服申立てを経たのと実質的に同視しうるものとして、片方の処分に対する不服申立ての前置を不要と解することはできず、また不服申立てを経ないことにつき国税通則法 87 条 1 項にいう正当な理由があると解することができない（最判昭和 57 年 12 月 21 日民集 36 卷 12 号 2409 頁）というのが通説であり、高裁の判断が妥当であろう。

争点 8 国家賠償請求の正否について

【地裁】

本件各処分は適法であるから、国家賠償請求については、棄却した。

【高裁】

処分行政庁において、本件各処分を行ったことにつき「法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれている」ことを考えると、「処分行政庁において国家賠償法1条1項にいう過失があったということはできない」として棄却した。

しかし、このように地裁・高裁ともに、処分行政庁の過失を否定したが、国家賠償法1条1項の違法性につき職務行為基準説に立った場合、違法な職務執行がなされた場合には、原則的に公務員の過失を認められることには異論はない¹²という見解もあり、国家賠償請求は認容すべきであったと思われる。さらに、解釈論の見地から、差押禁止財産の趣旨に反する差押えが行われ、貯金債権が取り立てられて滞納税額に充当された場合には、不当利得返還請求ではなく、その差押えにより被った精神的・肉体的損害（困窮による損害）に対する国家賠償請求を救済の本筋と考えるべきであり、差押禁止財産の趣旨が滞納者の困窮を防ぐことにあることに照らすと、国家賠償請求の方法が、差押禁止財産の趣旨をよりよく達成するものと評価されるからであるという見解もある¹³。

おわりに

本事案は、控訴審で確定したわけだが、過去の裁判例で、預金債権が差押えられ、違法とされた事例は、極めて少ない。類似判例の紹介で述べた、広島高判松江支部平成25年11月27日LEX/DB25502736（請求認容）は預金口座に振り込まれた後、9分後の差押えであり、前橋地判平成30年1月31日LEX/DB25560441（請求認容）では当日であった。本事案は2日後であり、差押禁止債権が振り込まれた預金債権を目的とする差押処分が違法と評価される場合の外形的外延が伸びることが期待された。

なお、違法な差押処分であっても銀行等から支払いを受け金銭の取立てを済ませると、差押処分は目的を達してその法律的效果が消滅するので、差押処分の取消しを求めることは法律上の利益がなくなり、その救済は過誤納金の還付請求（国税通則法56条1項）により直ちに過納金として還付請求ができることと解すべきである¹⁴。過誤納金の還付請求は、国又は地方団体（徴税主体）が収納税金を保有すべき正当な理由がないため還付を要する利得であり、一種の不当利得であり、還付金および過誤納金の還付請求については、民法の不当利得返還請求権に関する法理が適用されると解すべきであろう¹⁵。したがって、過誤納金と解される場合には、徴税主体の善意・悪意を問わず納付を受けた日の翌日から還付加算金を付加して還付しなければならない¹⁶。

情報公開法に基づく情報公開請求により取得した情報であるが、「差押禁止債権等に関する留意事項（連絡）」（平成31年4月23日付国税庁徴収課長補佐）は、「実質的に差押禁止の給

12 深見敏正『国家賠償法』50頁（青林書院、2015年）。

13 佐藤英明「判批」TKC税研情報VOL.30 11頁（2021年）。もっとも「この救済手法のハードルとなるのは、本判決も指摘しているとおり、行政処分庁の過失の立証であるが、本判決の事案を含め、給与債権が振り込まれた口座の預金債権の差押えについては、差押禁止財産の趣旨に反する場合には違法となることの判断が積み重なっていることから、行政処分庁の過失は、今後は、より積極的に認められることになる。」

14 山田二郎・前橋地判平成30年1月30日判時2327号21頁確定の「判批」（令和2年11月17日名古屋土地税制・経済研究会レジュメ7頁）。

15 金子宏『租税法』895頁（弘文堂、23版、2019年）。

16 山田・前掲注（14）9頁。

付金を受ける権利を差し押さえたと同められるような処分はしない」ように留意を促し、加えて、当該給付金が振り込まれた預貯金が生活の維持に充てられている場合、「生活の維持が困難となるような処分はしない」とする一方で、取り立てまで「10日間程度の間隔を置く」とする連絡文書が発遣され、さらに、令和2年1月31日付「差押禁止債権の差押えについて（指示）」（国税庁徴収部長）において「実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない」とした上で、差押えにあたっては、①預貯金債権の入出金状況を調査・把握すること、緊急の場合には、事後に調査を行い、差押えが適切と認められない場合には差押えを解除する（国税徴収法152条2項）、②入金金が差押禁止債権等の振込のみである場合及び前記以外の振込入金ある場合であっても、実質的に差押禁止債権等を差し押さえるものと同視され得るときには、差押え可能部分以外の部分については差押えを行わない、③実質的に給料等差し押さえるものと同視され得る場合における当該預貯金債権の差押可能金額は、国税徴収法76条1項各号の合計である差押禁止額を控除して算出する、④差し押さえた預貯金の取立ては、原則として差し押さえた日から10日間程度の間隔を置いた上で行うなどの指示を行った¹⁷。この（同法76①四、徴令34）ように本事案は、今後の行政処分のあり方に、一石を投じたものであったといえよう。

なお、立法論の見地から、給与等の債権（税徴76条1項）とそれに基づいて支払いを受けた金銭（同条2項）のみを差押禁止財産としている現行法は（ほかに税徴77条参照）、給与等が主として金融機関の口座に振り込まれる現在の状況を想定しておらず、したがって、これらの差押禁止の趣旨に違反する差押処分に対する滞納者の有効な救済方法を定めていないと評価せざるを得ない。したがって、差押禁止財産の趣旨に反する差押えから納税者を救済する必要があると考える立場に立てば、国税徴収法には、民事執行法に対応する仕組みが、新たに立法されるべきであろうという見解もある¹⁸。

ちなみに、国税徴収法76条（給与の差押禁止）において、①所得税相当額（同法76①一）②住民税相当額（同法76①二）③社会保険料相当額（同法76①三）④最低生活維持費（同法76①四、徴令34）〔本人100,000円＋45,000円×（本人を除く家族の人数）〕⑤対面維持費（同法76①五）〔給与支給額－（①＋②＋③＋④）〕×0.2又は④の2倍の金額のいずれか低い額〕の合計額に達するまでの部分の金額は差し押さえることができないとされている。したがって、給与の差押可能範囲額については、給与支給額－（①所得税相当額＋②住民税相当額＋③社会保険料相当額＋④最低生活維持費＋⑤対面維持費）となる¹⁹。

17 名古屋税理士会税務研究所よりTAINSを経由して、国税庁に情報公開法に基づく情報公開請求を行い、情報の存在を検証することができた。

18 佐藤・前掲（注13）12頁。具体的には、民事執行法155条1項、同法152条1項各号・2項、同法153条が参考となる。

19 谷川英昭「差押禁止財産に関する考察」税大論叢57号75頁（平成20年6月20日）において、国税徴収法と民事執行法との差異があり、「徴収法は、対応が遅れているのではないか、あるいは滞納者に対する保護姿勢が弱いのではないか等の批判が懸念されるところである」/「徴収法が制定されてから既に50年近く経過していることから、この徴収法の差押禁止財産が、現在の社会経済情勢に適合しているのか検証すべき時期にきているともいえる」と問題提起をしている。